



1/20 公表！厚生労働省が策定した 「労働時間適正把握ガイドライン」のポイント！

近年、労働時間削減は多くの企業において喫緊の課題となっており、政府の「働き方改革実現会議」でも長時間労働の是正について様々な議論がなされています。

昨年12月には厚生労働省から『「過労死等ゼロ」緊急対策』が公表され、“違法な長時間労働を許さない取組の強化策”として以下の項目が挙げられています。

- (1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底
- (2) 長時間労働等に係る企業本社に対する指導
- (3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化
- (4) 36協定未締結事業場に対する監督指導の徹底

このうち上記(1)に対応するものとして、厚生労働省から1月20日に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が策定・公表されました。

◆本ガイドラインの位置付け

従来、事業場における労働時間の管理方法については、平成13年に発出された通達「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（いわゆる「46通達」）が1つの目安となっていました。今回のガイドラインはこの通達を修正するかたちで策定されました。

◆本ガイドラインで注目すべき点

従来の通達と今回のガイドラインを比較してみると、「労働時間の考え方」という項目が新たに追加されました。

この項目では、労働時間とは「**使用者の指揮命令下に置かれている時間のこと**」であり、使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は「労働時間に当たる」とされ、**業務の準備や後始末の時間、手待時間、研修等の時間であっても労働時間に該当する例**も示されています。

また、「使用者が講ずべき措置」の内容が従来の通達よりもかなり具体的に示されました。

特に自己申告制により始業・就業時間の確認等を行う場合の措置について、労働時間の管理者に対して「本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと」を使用者に求めており、労働者の自己申告により把握した時間とPCの使用時間の記録等により判明した時間に“著しい乖離”が生じている場合には実態調査を行って労働時間を補正すること等を求めています。

編集後記

「アンガーマネジメント」をご存知でしょうか。1970年代にアメリカで生まれた心理教育の一つで、アンガー（怒り）を上手にコントロールし、公私ともに円滑な人間関係を築くスキルを身に付けるためのプログラムです。日本で導入されてからまだ6年だそうですが、ここ仙台でも近年じわじわと様々な場所で講座が実施されています。日常生活で思わずイライラしたり、怒りたくなることは誰もが経験していると思います。また、感情に任せて怒ったことにより、結果、後悔した経験もあるのではないのでしょうか。怒ることで後悔しない為に、その怒りの原因となる気持ちを上手に伝える為に、ガマンするのではなく、自分の心と上手に付き合う術を身に着けると自分自身のストレスも軽減されると思います。マイナス感情をプラスに転じさせるのは、自身の内面の在り方次第、ということですね。

TOPIX

●2017年度から年金額等が変わります！

◆支給額は3年ぶりの減額

2017年度の年金額が「前年度比0.1%引下げ」と発表されました。総務省が発表した「平成28年平均の全国消費者物価指数」が前年から0.1%下落したことが年金額に反映されたものであり、3年ぶりの改定です。

なお、「マクロ経済スライド」はデフレ時には見送るという規定があり、2016度に引き続き適用されません。

2017年度の国民年金の支給額は満額で月6万4,941円（前年度比67円減）、厚生年金の支給額は、会社員だった夫と専業主婦のモデル世帯（40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合）で月22万1,277円（同227円減）です。

◆国民年金保険料、在職老齢年金は？

◇2017年度の国民年金保険料（月額）は16,490円（前年度比230円引上げ）です。2004年（平成16年）の改正で保険料を毎年280円ずつ引き上げることが定められ、2017年度はその上限（16,900円）の年度となり、同年度以降は16,900円で固定されるはずですが、前年の物価変動率や実質賃金変動率によって増減されます。

◇在職老齢年金は60歳前半（60～64歳）の支給停止調整変更額と60歳後半（65～69歳）と70歳以降の支給停止調整額については46万円（前年度比1万円減）に改定となります。また、60歳前半（60～64歳）の支給停止調整開始額（28万円）は前年度と同額です。

●募集開始！！【5/17・7/14・10/13】

チーム力を引き出す！伸ばす！リーダーカ向上セミナー

皆様から多くのご要望を頂いていた〈リーダー〉の育成を図るセミナーを企画しました。チームも個人も幸せな仕事の仕方、良い仕事をするために社会の動きに関心をもつ視点、コミュニケーション力、図解、タイムマネジメント術、売上ではなく利益に関心を持つお金の話、信頼される振舞い、憧れの存在となるためのセルフブランディング…素晴らしい皆様が講師を引き受けてくださいました。全ての講座は、参加・体験型で職場に戻った瞬間から活用できる具体的な内容ばかりです。是非この機会に、成長を期待する従業員の皆様に学びの機会を贈っていただければ幸いです。

●事務所受付時間を【9：00～17：30】とします
皆様にはご理解のほど、よろしくお願いいたします。

Harmony通信 2017.03

#発行：2017年3月10日

#編集・構成：合同会社Harmony

Harmony司法書士事務所
Harmony社会保険労務士事務所
Harmony行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>